

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 支払基金「当座口振込通知書」

当座口振込通知書 (平成 年 月診療分)

点数表	医療機関コード	健診等機関コード
3	*****	**-**-*****

振込日 平成 年 月 日
下記のとおり貴口座へ振り込みましたので通知します。
この通知書は所得税申告の際必要となりますので大切に保管ください。

社会保険診療報酬支払基金

診療報酬支払内訳							
支払区分	名称	件数	日数(回数)	点数	算定額	再審査等調整額	支払確定額
01	医療保険						
10	感染症結核						
12	生活保護						
15	自立支援(更生)						
18	原爆医療						
21	自立支援(通院)						
23	母子保健						
25	中国残留						
38	肝炎						
42	特例高齢者						
51	特定疾患						
52	小児慢性						
53	措置医療						
80	自治体医療						
合計							

見本

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(支払基金)

平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

医療機関コード	住所(居所)又は所在地	支払を受ける者氏名又は名称	区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
			歯科		196,414.84	176,035.5

(摘要) 内本人分 602,734点 5,424,606円
内家族分 752,831点 5,269,817円
内老人保健分 点 円
内入院時食事療養費 円 円 整理番号()

支払者 住所(居所)又は所在地 港区新橋2-1-3
氏名又は名称 社会保険診療報酬支払基金 (電話) 03-3591-7441

表3 国保連合会「診療報酬合計表」

平成29年2月 日
大阪府国民健康保険団体連合会

平成28年分 診療報酬合計書

国保連合会	診療月	決定点数	過誤点数	決定食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
合計	1月	1,465,305	45,951		
12月					

後期高齢者医療	診療月	決定点数	過誤点数	決定食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
合計	1月	935,674	22,056		
12月					

* 診療報酬年間合計額は、合計欄の決定点数から過誤点数を差し引きし、10倍すると算出されます。
(参考) 介護保険主治医意見書作成料(12か月分合計)(消費税等含む)

件数	意見書作成料合計額

←④「一般の自由診療」で計上する。

表4 平成28年分青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

診療科目	歯科	住所	氏名	〇〇〇〇
------	----	----	----	------

1. 収入金額の内訳				
① 基金受給者社会保険診療報酬支払基金	診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額
一般社会保険	7		1,355,565	
生活保護法		月別の公費単独医療分の点数を合計して記入。(公費の併用分は一般社会保険と老人保健の点数に含まれる)	17,325	
精神保健福祉法				
小計			1,372,890	
② 国民健康保険法		決定点数-過誤点数	1,419,354	
高齢者医療確保法		一般国保分と高齢者医療分を合算する。	913,618	
小計			2,332,972	
③ 介護報酬		合計書の「①介護報酬額」の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に計上。		
小計				
④ その他				
小計				
⑥ 計		A	3,705,862	37,058,620
(①+②+③+④)				
自由診療の収入等				
一般の自由診療	件	日		8,549,260
労働者災害補償保険診療				
公営健康被害補償診療				
自動車損害賠償責任保険診療				
高齢者医療確保法				
⑥ 計		B		8,549,260
(雑収入は下の欄に書きます。)				
雑収入				8,549,260

2. 自由診療割合の計算	
この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。	
自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。	
(1) 診療実日数による割合	自由診療実日数(B) / 総診療実日数(A+B) × 100 = 7.5%
(2) 収入による割合	自由診療収入(E) / 総診療収入(C+E) × 100 × 調整率(75%) = 14.06%

調整率: 歯科: 75%
小数点以下第3位まで算出し、第3位を四捨五入

介護報酬がある場合は、合計書の「①介護報酬額」の「介護サービス費等」の合計金額を加える。

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、支払基金「支払調書」、国保連合会「診療報酬合計書」からの簡便な転記でもよい。

ただし、社会保険診療収入が5,000万円を超えた場合又は、歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超えた場合は租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできない。

【表面 記入上の留意点】(表4)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

⑦「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には公費併用分を含む)。

④「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の支払区分「12」「生活保護」の点数を年間合計して記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

⑦「小計 決定点数」……「合計書」の国保、後期高齢者それぞれの合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

①「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「⑥計」の「決定点数」欄に記入する。

※介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書(合計書)」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。「自由診療の収入等」欄

⑦「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

④「⑥計 収入金額(E)」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

④「雑収入」欄……貴金属片の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

固有経費の区分対応方式

<事例>

本事例での青色申告決算書は次のとおり(表5)。

社会保険診療収入	37,058,620円
自由診療の収入等	8,549,260円
収入合計	45,607,880円

必要経費合計(⑩+⑫)

第三種事業税	25,500円
外注技工料合計	4,347,490円
保険技工料	2,653,810円
自費技工料	1,693,680円
専従者給与	4,800,000円

科 目	決算額	科 目	決算額	科 目	決算額
収入金額	① 45,607,880	消耗品費	⑬ 508,256	貸倒引当金	⑭
売上原価		減価償却費	⑭ 1,735,915		
期首棚卸高	② 400,000	福利厚生費	⑮ 632,504		
仕入金額	③ 3,857,201	給料賃金	⑯ 4,126,100		
小計	④ 4,257,201	外注工賃	⑰		
期末棚卸高	⑤ 590,000	利子割引料	⑱ 670,496	計	⑳
差引原価	⑥ 3,667,201	地代家賃	㉑ 3,346,780	専従者給与	㉒ 4,800,000
差引金額	⑦ 41,940,679	貸倒金	㉓	貸倒引当金	㉔ 1,159,667
①-⑥		研究図書費	㉕ 205,590	措置法差額	㉕ 1,159,667
租税公課	⑧ 25,500	諸会費	㉖ 497,443		
荷造運賃	⑨	保険技工料	㉗ 2,653,810	計	㉖ 5,959,667
水道光熱費	⑩ 474,649	自費技工料	㉘ 1,693,680	控除前所得	㉗ 14,402,816
旅費交通費	⑪ 537,142	リース料	㉙ 560,325	青色特別控除	㉘ 100,000
通信費	⑫ 772,591	衛生管理費	㉚ 539,438	所得金額	㉙ 14,302,816
広告宣伝費	⑬ 480,485	雑費	㉛ 870,226		
接待交際費	⑭ 1,015,365	計	㉜ 21,578,196		
損害保険料	⑮ 80,810	差引金額	㉝ 20,362,483		
修繕費	⑯ 151,091				

表6 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分
イ 一般経費分
原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑩+⑫) 25,245,397円 - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額(表面の⑦又は⑧) 4,372,990円 × 自由診療割合(表面の⑦又は⑧) 14.06% + 左の④のうち自由診療分に係る経費の金額 1,719,180円 = 自由診療分の原価及び経費の合計額 4,653,840円

(注) ⑧の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかでない経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分
(イ) 専従者給与
専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑮) 4,800,000円 × 自由診療割合(表面の⑦又は⑧) 14.06% = 自由診療分の専従者給与の金額 674,880円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額
12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金の合計額 × 55 / 1,000 = 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C 円

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額
退職給与引当金勘定への繰入額 × 自由診療割合(表面の⑦又は⑧) % = 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D 円

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分
イ 一般経費分
原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑩+⑫) 25,245,397円 - 自由診療分の原価及び経費の合計額(A)の金額 4,653,840円 = 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E 20,591,557円

ロ 特典経費分
専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑮) 4,800,000円 - Bの金額 674,880円 + {退職給与引当金繰入額 円 - Dの金額 円}

{一括評価による貸倒引当金繰入額の計算の④} 円 - Cの金額 円 - {一括評価による貸倒引当金繰入額 円} = 社会保険診療分の特典経費の合計額 4,125,120円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額
右の連算表から社会保険診療報酬の金額に応じた⑩率及び⑪加算額を次の算式に当てはめて計算してください。
社会保険診療報酬(表面の④+⑤) 37,058,620円 × 連算表の⑩率 62% + 連算表の⑪加算額 2,900,000円 = 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 25,876,344円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額
租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(G)の金額 25,876,344円 - 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額(E+F)の金額 24,716,677円 = 差額 H 1,159,667円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額G」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措置26」と記入してください。この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください)。

【速算表】		
社会保険診療報酬	概算経費額	
2,500万円以下	⑩率	⑪加算額
2,500万円超 3,000万円以下	72%	— 円
3,000万円超 4,000万円以下	70%	500,000円
4,000万円超 5,000万円以下	62%	2,900,000円
5,000万円超	57%	4,900,000円

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は、歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。なお、7,000万円の判定については、④+⑤+⑥の合計額で行うことになります。